野村委員の御意見について

第8回休眠預金等活用審議会資料「指定活用団体の組織、ガバナンス・コンプライアンスに関する論点」において事務局が提示した「指定活用団体の体制イメージ」に対する野村委員の御意見は以下のとおり。

- 指定活用団体の体制は、予め理想形を作っておかなければならない。
 - ガバナンスの本丸は、当制度の趣旨に沿って指定活用団体が運用され、当制度の効果が最大化されること。そのためには、組織内の不正を防止及び浄化し、組織を健全に保つための規律・厳しさが必要である。組織を健全に保つためには、相互牽制を働かせる必要がある。
 - 一方、<u>組織において、ガバナンスを</u>効かせる、つまり牽制を働かせるというのは面倒なことである。そのため、運用する金額の増加に応じて組織を強化する想定とのことだが、<u>組織が大きくなったからといって自然にできるものではない。</u>
 - 休眠預金等活用審議会において、指定活用団体の体制に関しては、 一億人の日本国民の目線でガバナンスを考えないといけない。<u>規律を</u> 緩めたいと考えている方々の意見を全て取り込もうとすると、組織の 在り方がおかしくなる。
 - なお、日本財団は、事業拡大につれて組織を大きくしている例とのことだが、モーターボートの収益金のほかに、広く一般から寄付金を得ることで外部からの監視、つまり牽制が働いている。寄付金をもらうために、ガバナンスを進化・強化させている。そのため、現在想定している指定活用団体とは単純に比較できない。
- 事業部やモニタリング部とは別に、資金分配団体の事業に不正があった場合に処分を下すための「監督部」を置く必要がある。
 - 具体的には、監督部を置くことで、事業部⇔監督部⇔モニタリング 部の牽制機能があって組織が健全になる。その健全性が保たれている かを監査室が内部監査する体制になるだろう。
 - なお、ガバナンスと業務は区別して考える必要がある。 指定活用団監事の下に置かれている監査室は、理事会と代表理事の 監督をし、組織の健全性を担保するもの。監査室員が資金分配団体に 立ち入りするのは、理事会メンバー(代表理事含む)の不正を発見、 処罰するため(監査室は理事や代表理事等のパトロールを行う役目) であり、資金分配団体の業務を直接的に監査するものではない。
 - 一方、<u>指定活用団体が、資金分配団体をモニタリングする中で、資金分配団体からの相談に対する指導・助言は通常の業務</u>である。
 - 日常的に資金分配団体の進捗管理をする<u>モニタリング部が業務上発</u> 見した資金分配団体の不正の疑いは、資金分配団体の選定を行う部署 (事業部)とは別の資金分配団体を監督・処分する部署(野村委員資

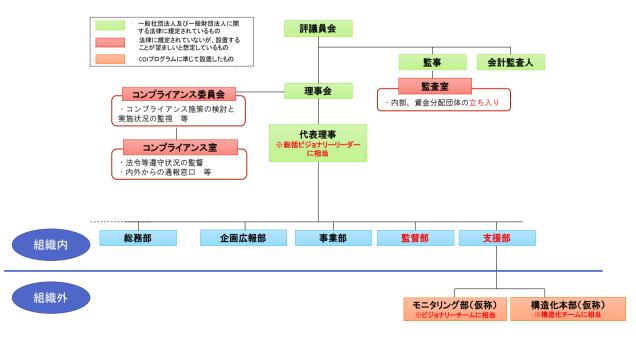
料の「監督部」)に報告し、<u>監督部が不正の審査等を淡々と処理する</u>のが一般的。

● 例えば、日常的に資金分配団体に指導・助言を行っているモニタリング部が、資金分配団体から「数億円の使途不明金がある。担当者がいうには、現場の団体で不正があった可能性がある。」との一報があった場合に、だれが、どのように動くのか。資金分配団体からの続報として、「現場の団体に会計監査に入ったが、使途不明金の理由がわからない」となり、結局、資金分配団体内部の横領が疑われるケースも考えうる場合に、だれが、どのように動いて問題を処理できるかを考えてみると良い。

〇 「構造化本部」及び「モニタリング部」の位置づけは再考すべき。

- <u>COI プログラムを参考にするのであれば、指定活用団体の内部組織ではなく、外部の専門家等による外部組織として設置するのが望ましい</u>のではないか。
- 「構造化本部」を代表理事の隣におくと、他の業務部署の一段上として「聖域」化されて不正や無駄の温床になる。業務としてやるなら、他部署と同列・フラットにしなければならない。
- 一方、構造化本部が外部の専門家チームであれば、私の考え・資料と同じ。COI を模して、文部科学省の立場が指定活用団体とするなら、構造化チームとビジョナリーチームは文科省の外にあるもの。そこで、指定活用団体内に「支援部」を置いて、構造化本部(構造化チーム相当)とモニタリング部(ビジョナリーチーム相当)を管理・監督するとともに、資金分配団体や現場団体の日常的な支援は、構造化本部とモニタリング部が行う。

このように、支援部の監督を受けながらも常設&独立のチームが、 新しいことにチャレンジする団体を伴走支援しながら有機的に連携 し、知の構造化が生まれる形を当審議会での成果物にしてはどうか。



【参考】第8回審議会資料「指定活用団体の組織、ガバナンス・コンプライアンス に関する論点」抜粋

